

再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する 法整備を求める意見書

再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであり、平成24年7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、再生可能エネルギー発電設備の導入は、全国各地で急速に進んでいる。

しかし、太陽光、風力、水力、地熱などの発電設備のうちでも、特に、発電規模の大きい太陽光発電設備に関しては、広大な敷地を造成し、多くのソーラーパネルを設置することから、大規模な山地開発による森林伐採が必要となり、土地の保水力が損なわれることにより土砂、泥水の流出など、自然災害発生の危険性が增大するとともに、動植物の生息地の破壊等による生態系や景観その他の様々な環境への影響が懸念され、地域住民からは工事による物理的な諸問題のみならず、災害発生時に破損しても発電を続けるソーラーパネルによる感電事故や光害などによる住環境の悪化を心配する声が高まっている。

さらに、太陽光発電設備のみならず、風力発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する既存法令の規制は不十分なことから、開発事業者と地域住民、地方自治体との間でトラブルが頻発するなど、地域コミュニティをも破壊する要因となっており、さらには開発を巡り訴訟にまで至るケースもあり、極めて深刻な状況となっている。

こうした問題は、本村のみならず多くの地方自治体が抱えており、再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドラインの策定など、様々な課題への対応に非常に苦慮している実状にある。

よって、国においては、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関し、

地域住民への事前説明や環境調査の実施を事業者に義務付けることも含め、地域住民の合意形成を担保するほか、施設の安全性を確保するため、造成、地盤強度等に関する設計基準や施工、管理並びに事業終了後の設備の適切な除去及び当該地の在り方に関する基準等を整備し、事業者はその基準等の遵守と実効性を確保するための法整備を早急に図られるよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月17日

山 添 村 議 会